

# 総務市民委員会 会議録

=====  
日 時 令和4年12月15日（木曜日）  
午前10時00分開会 午後1時50分閉会  
場 所 第4委員会室

---

## 日 程

- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 協議事項
    - (1) 議案の審査
      - ①議案第74号 公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
      - ②議案第75号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
      - ③議案第76号 土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について
      - ④議案第77号 土浦市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
      - ⑤議案第90号 神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事請負変更契約の締結について
      - ⑥議案第91号 財産の取得について（土浦消防署配置高規格救急自動車購入）
    - (2) 報告事項  
土浦市女性団体連絡協議会創立30周年記念イベントの開催について
    - (3) 請願・陳情の審査  
受理番号10 民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情
  - 4 その他
  - 5 閉 会
- 

## 出席委員（7名）

委員長 吉田 千鶴子  
副委員長 篠塚 昌毅  
委 員 久松 猛  
委 員 吉田 博史  
委 員 海老原 一郎  
委 員 今野 貴子  
委 員 島岡 宏明

---

説明のため出席した者（8名）

総務部長	羽生	元幸
総務課長	平井	康裕
人事課長	武井	衛
管財課長	秋山	太
市民活動課長	佐野	善則
教育総務課長	塚本	富美代
消防総務課長	磯山	公奉
教育総務課係長	市村	好央

---

事務局職員出席者

主任 津久井 麻美子

---

傍聴者（0名）

---

○吉田（千）委員長 ただ今から、総務市民委員会を開会いたします。それでは、協議事項（１）付託された議案の審査に入ります。議案第74号公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。サイドブックスは、総務市民委員会、令和4年、12月15日開催フォルダの中の資料1をお開き願います。それでは、執行部より説明を願います。

○平井総務課長 議案第74号公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、説明いたします。資料1を御覧ください。はじめに、1番の改正の趣旨でございますが、本年4月6日の公職選挙法施行令の改正により、選挙運動の公費負担額が変更されたことから、本条例により、土浦市議会議員及び土浦市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例、さらに、土浦市議会議員及び土浦市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正するものです。つぎに、2番の改正内容ですが、改正の概要を表にまとめさせていただきました。はじめに、1番の改正内容、1項目目の第4条の（２）アとイにおける選挙運動用自動車の1日当たりの公費負担の限度額でございますが、今回の改正は、自動車の借入れ・燃料費・運転手雇用を、個々に契約を行う方式のうち、自動車の借入れ及び燃料費の改正を行うもので、自動車の借入れについては、現行1日1万5,800円のところ、改正後は1万6,100円、燃料費は、現行1日7,560円のところ、7,700円に改めるものです。なお、燃料費・運転手雇用を含む一括契約方式については、4番のその他、下線部分にも記載のとおり、現行どおりの金額となります。表にお戻りいただき、項目の3段目、第8条選挙運動用ポスター作成費の1枚当たりの公費負担の限度額でございますが、今回の改正で、国の1枚当たりの印刷費の単価が、約3%の増加となったため、1枚当たりの作成単価を、現行の1,030円から、1,060円に改めるものです。つぎに、2番の土浦市議会議員及び土浦市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例第4条及び第5条の改正内容につきましては、選挙運動用ビラ作成の1枚当たりの公費負担額の限度額について改正を行うもので、現行の7円51銭から、7円73銭に改めるものです。最後に、条例の施行日でございますが、公布の日から施行するものでございます。2ページ以降は、新旧対照表及び改正条文となります。説明は以上でございます。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○島岡委員 本当につまんないんですけど、7円73銭じゃなくて8円じゃ駄目なんですかね、これ。

○平井総務課長 国のほうでですね、既に基準が決められておりまして、その基準で私どもも決めておりますので。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 ないようでございますので、採決に移ります。議案第74号公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案どおり決しました。つぎに、議案第75号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○武井人事課長 サイドブックの資料2-1を御覧ください。地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。1番の制定理由でございますが、本案につきましては、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期職員の活用等を目的として、国家公務員法が改正され、令和5年度より国家公務員の定年年齢が段階的に引き上げられることとなったほか、あわせて地方公務員法も改正され、管理監督職員勤務上限年齢制などの新制度が設けられることとなりました。地方公務員においては、定年年齢を国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされていることから、本市においても定年年齢を改めるほか、各種制度の設置に対応するもので、関係条例を一括改正するために制定するものでございます。それでは、具体的な実施内容について、2番の実施内容で御説明いたします。まず、項目の1番、定年年齢の引上げでございます。職員の定年年齢は現在60歳でございますが、これを2年に1歳ずつ引上げ、令和13年度から65歳とするものでございます。つぎに、項目の2番、管理監督職員勤務上限年齢制度でございます。管理職にある職員は60歳に到達した後、最初の4月1日までに管理職以外の職に降任を伴った人事異動を行うものでございます。ただし、条例等に例外を定めることにより、60歳到達後も管理職の職で勤務させることを可能とするものでございます。大きく分けまして2種類の例外がございます。例外の一つ目、その職に求められる技能や職務内容が特殊なために、欠員の補充が困難な場合に、1年単位で管理職としての勤務期間を延長するものでございます。職務が高度の知識、技能又は経験を必要とする場合、勤務環境その他の勤務条件が特殊な場合、特別なプロジェクトに関与しているなど、その職員の交代が業務遂行に重大な支障となる場合の三つについて、条例に定めるものでございます。つぎに、二つ目、業務内容が類似する複数の管理職のうち、欠員の補充が困難なものについて規則に定めることにより、1年単位で管理職としての勤務を延長することができるようにするものです。こちらにつきましては、主として保育士が担う職である保育所長、児童館長について定めることを想定してございます。項目の3番、60歳到達後の給与でございます。こちらは60歳到達後の最初の4月1日以降、職員の給料月額を60歳到達前の7割とするものでございます。項目の4番、定年前再任用短時間勤務制度でございます。こちらは、60歳到達後から引上げ後の定年年齢までの間に一度退職し、短時間再任用職員として勤務可能とする制度でございます。給料月額、期末勤勉手当の支給率など、給与体系につきましては、制度施行前の再任用職員制度と同じとなるものでございます。項目の5番、暫定再任用職員制度でございます。こちらは、定年年齢が65歳までの間、65歳よりも早く定年退職を迎える職員について、65歳に到達するまでの間引続き再任用職員として勤務可能とする制度でございます。こちら、給与体系につきましては、制度施行前の再任用職員制度と同じとなるものでございます。最後

に項目の6番、情報提供・意思確認制度でございます。この制度は当面の間、各職員が60歳に到達する年度の前の年、すなわち59歳に到達する年度において、当該職員に対し、60歳到達後の働き方等について情報提供を行い、その後の働き方について意思確認をするよう努めることとする制度でございます。これらの制度整備に伴い、一部改正を行うこととなる関係条例は以下のとおりとなります。説明は以上でございます。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○海老原委員 この表の3番の到達後の、この給与は60歳の時の給与の7割。ずっとこの金額でいくの。

○武井人事課長 海老原委員がおっしゃったとおりで、60歳到達前の給料の月額7割ということで、これも国と同じなんですけれども、その水準で支給されるようになります。

○海老原委員 ずっとその金額でいくということ。

○武井人事課長 そのとおりでございます。

○吉田（博）委員 これちょっと複雑だな。職員も迷うよな。この文面見ても、62歳で辞めても、定年退職っていう表現なんだよな。60歳で辞めても定年退職だよな。退職一時金ってこれいつ貰えるの。

○武井人事課長 例えば、先ほどお話しましたが、65歳到達までです。ですから、そこまで暫定の再任用をされた場合には、その時の部分も含めて、60歳前の退職金とその後の退職金を合算して、お辞めになる時に支給するようになります。

○吉田（博）委員 辞める時にか。

○武井人事課長 そうです。

○吉田（博）委員 退職一時金だからな。再任用にしろ、何しろ、辞める時だよな。これはどの選択肢が一番いいの。俺60になってもうあと5年間も働きたくないわとも思うしね、これね。もう、もういいよ、もう公務員はいいよって。でも、選択肢はあるということで、理解するということだな。はい、分かった。

○篠塚副委員長 定年を申請しないと定年にならないといった場合は、退職金の積立金はそのまま継続して、積み立てていくので、もし、その後に不祥事を起こして、懲戒処分等があった場合は、退職金はゼロになるという考え方でよろしいですか。

○武井人事課長 副委員長のおっしゃるとおりでございます。

○今野委員 すいません。システムが稼働した時に、新規で入ってくる方たちへの人数、採用する人数にも影響してくるとかそういうのってあるんですか。

○武井人事課長 やはり、定年後の人数、要するに延長される職員の部分も相対的に検討して、採用人数のほうは、その都度検討させていただくような形になるかと思います。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 それでは、質疑も出尽くしたようでございますので、採決に移ります。議案第75号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案どおり決しました。つぎに、議案第76号土浦市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○武井人事課長 人事課でございます。サイドブックの資料3-1を御覧ください。土浦市職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明いたします。1番の一部改正の理由でございますが、給与実態調査結果に基づく令和4年人事院勧告等を踏まえ、官民格差の是正を目的として、職員等の給料月額及び勤勉手当の支給率について改正を行うほか、地方公務員法改正により職員の定年年齢が上げられることに伴い、60歳以上の職員及び再任用職員等についての給料月額等を設定するための改正を行うものでございます。それでは、具体的な実施内容について、2番の改正内容で御説明いたします。まず、(1)の土浦市職員の給与に関する条例の改正でございます。①令和4年4月1日より遡及適用となる改正でございます。官民格差を踏まえ、正職員の勤勉手当を0.1月分、再任用職員については、0.05月分の勤勉手当を引き上げるものでございます。今年度に限って、12月期に差額分を遡及して上乗せするものでございます。また、給料表の改定でございますが、行政職及び消防職ともに、官民格差を踏まえ、国家公務員に準拠して平均0.3パーセント、金額ベースでは、若年層を中心に3,000円から4,000円程度を、4月に遡って引き上げるものでございます。つぎに、②の令和5年4月1日改正でございますが、大きく分けて3点ございます。まず、アの令和4年人事院勧告に伴う改正でございますが、表にありますとおり、6月期及び12月期に支給する期末勤勉手当の支給割合が、均等になるように配分するものでございます。表の計の欄を御覧いただくと、令和4年度は、6月期よりも12月期の期末勤勉手当が0.1月分上回っておりますが、令和5年度は、6月期の支給割合を0.05月引き上げ、12月期の支給割合を0.05月引き下げることにより、同率とするものです。つぎに、イの職員の定年年齢への引上げへの対応につきましては、議案第75号地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例にて、御説明いたしました公務員の定年年齢の引上げに伴う所要の改正を行うものでございます。内容といたしましては、定年前再任用短時間職員、暫定再任用職員の給与体系について定めるものと、60歳到達後の職員について給料月額を60歳到達前の7割支給とするものでございます。ウの職員の職名の変更でございますが、こちらは令和5年度の機構改革において、監査事務局の名称を監査委員事務局に変更することに先立ちまして、監査事務局長及び事務局長補佐の職名を監査委員事務局長及び監査委員事務局長補佐に改めるものでございます。監査委員は、地方自治法において、教育委員会などと同じく執行機関に設置すべき外部委員にあたるため、他市町村を参考に、本来の名称に近い監査委員事務局に名称を変更するものでございます。つぎに、(2)及び(3)でございますが、勤勉手当が支給されない市議会議員や市長等の常勤特別職について、国に準じて、それぞれの関係条例を改正し、期末手当を0.05月分引き上げるものでございます。①のとおり、今年度に限って、12月期に差額分を遡及して上乗せし、②のとおり、来年度は、6月期と12月期が均等にな

るよう配分するものでございます。さらに、(4)につきましては、弁護士などの専門的な知識や経験を持った人材である特定任期付職員の給与について、国家公務員に準拠し、給料表及び期末手当の引上げ改定を行うものでございます。特定任期付職員は、現在、本市において1名の任用がございまして、説明は以上でございます。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○海老原委員 改善内容の②のイね。60歳到達後の給料月額を60歳到達前の7割、額はいいんだけど、単純に75号は翌年度からなんだけど。一言入っているんだけど、これ入ってないから、60歳になったらもう、その次の月から7割になっちゃうの。

○武井人事課長 実際にですね、あくまでも60歳到達した後ではなくて、あくまでもそのベースとしましては、4月1日、翌年の4月1日から給料月額が7割になりますので、その年度以降に支給される期末勤勉手当のほうに適用されるようになります。

○海老原委員 その一言が入ってないから。このままじゃ。

○武井人事課長 失礼しました。その辺りの資料のほうはちょっと今回抜けていますけれども、御説明したとおりでございます。すいません。

○吉田(千)委員長 よろしいですか。そのほか、ございますか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 ないようでございます。それでは、採決に移ります。議案第76号土浦市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案どおり決しました。つぎに、議案第77号土浦市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○武井人事課長 サイドブックの資料4-1を御覧ください。土浦市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正について、御説明いたします。1番の一部改正の理由でございますが、地方公務員法において、高齢期職員について、退職後の生活を見据えた資格取得などの多様な働き方を可能とするため、高齢者部分休業制度を設置しております。この休業につきましては、条例で取得可能年齢を定めることとなっており、現在は55歳、定年年齢の5歳前から取得可能となっているものでございます。ですが、今般の地方公務員制度の改正に伴い、この職員の定年年齢が段階的に65歳まで引き上げられる見込みとなっております。そのため、取得可能年齢を段階的に引上げ、引続き定年年齢の5歳前からの取得を可能とするものでございます。また、あわせてそれでは、具体的な実施内容について、2番の改正内容で御説明いたします。(1) 高齢者部分休業の取得可能年齢の引上げでございますが、職員の定年年齢の引上げに伴い、高齢者部分休業の取得可能年齢を段階的に引上げ、60歳からとするものでございます。つぎに、(2) 部分休業取得時の給与の減額計算の修正でございますが、こちらは給与条例に準拠し、休業により勤務しなかった時間1時間あたり減額される給料額を改めるものでございます。その他、(3) といたしまして、就学部分休業の対象となる大学

の定義を明確にする等、文言の整理を行ってございます。説明は以上でございます。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○今野委員 すいません、私、この高齢者部分休業ということが分かりませんで、基本的には何日くらい休めるとか、何かそういう数値的な基準はどういうものなんですか。

○武井人事課長 大体ですね、1時間単位ということで。ですから、週の半分ぐらいになるかと思います。ただ、もうあくまでも休業ですので給料は出ません。こちらの制度を活用された職員は、今まで1人もございません。

○今野委員 そうなんですか。分かりました。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 ないようでございますので、採決に移ります。議案第77号土浦市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案どおり決しました。つぎに、議案第90号神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○秋山管財課長 管財課です。資料5議案第90号神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の変更についてをお開けください。本案件は、教育総務課からの案件で、6月定例会にて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する案件として、議決いただいたものです。現在、山本工務店で施工中の神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事にかかる変更契約でございます。なお、教育総務課より市村係長が出席しておりますので、よろしくお願いたします。変更となった理由でございますが、2ページをお開きください。6番変更の内容として、工事を進める中で、必要な作業が追加で生じたものです。主な追加工事は、1番外壁既存塗膜剥離改修、2番1階床下の点検口改修及び床下欠損部分の補修、3番バスケットゴールの下地制作でございます。このようなことから、税込892万1,000円の増額になりました。また、工期につきましては、変更なく令和5年3月15日までとなっております。1ページにお戻りください。契約名称、工事場所、工事内容につきましては、記載のとおりでございます。契約金額は、変更後3億2,132万1,000円、約2.8パーセントの増となるものでございます。契約の相手方も山本工務店となっております。3ページをお開けください。今回の変更の内容を詳細に記載いたしました。1外壁既存塗膜剥離改修は、外壁を洗浄後、再塗装する計画でしたが、洗浄時に塗膜の脆弱部に剥離が生じ、昭和54年の建設当初の層にアスベストが含有されていたことから、これらの撤去、処分が必要になりました。さらに、塗膜剥離に伴い、新たに発見されたひび割れの補修が必要になりました。2番としまして、1階床下の点検口改修及び床下の欠損部補修は、点検口が開閉できず、更新が必要になり、さらに床裏部にコンクリー



ト爆裂及びクラックが発覚、補修が必要になりました。3番としまして、バスケットゴールの下地制作は、バスケットゴールの交換を考えていましたが、既存のバスケットゴール撤去後、新設のバスケットゴールの必要強度を満たすには、既存の下地だけでは不足することが判明したため、補強が必要になりました。4ページの立面図には、外壁既存塗膜剥離箇所及びひび割れ補修箇所、5ページの平面図には、1階床下点検口箇所及び補修箇所と3階バスケットゴール下地制作箇所の今回変更の場所を明示しました。本案件についての説明は、以上でございます。

○吉田（千）委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○吉田（博）委員 これねえ、教育委員会よ。これ、長寿命化の工事、これ3億からの工事で、これは設計の段階でこれはミスってるんじゃないかこれ、設計業者どこだっけ。

○市村教育総務課係長 設計のほうはですね、水戸の設計事務所で、早川設計事務所です。早川設計事務所については、長寿命化の設計の実績があるということで、条件付けした中で選ばれた設計事務所でございます。今回の箇所につきましては、目視で全て点検をしているんですけども、外壁につきましてはここに説明されたとおり、水洗いをして、水圧をかけて初めて脆弱部分があることが分かったものでございます。

○吉田（博）委員 工事始まってから3か所もあるなんていうのは、設計会社は現場に行ってるのか、これ。

○市村教育総務課係長 工事の管理業務委託についても契約しておりまして、早川設計事務所のほうも現場の管理に携わっております。

○吉田（博）委員 現場の管理じゃなくて。これ実施設計をやれば、ほとんどその設計会社が管理監視をやるんだけど、それは分かってんだけど。この3億という値段を出す設計の段階で、設計を積算していく中で、現場をきちっと見ていかないと、現場に何回も入ってやるのが普通なんだよ、設計っていうのは。3か所も見落とすなんて、これは、見落としだよ、これは。要は。見落としがあって、追加工事で800万にもなんだろう、これ。普通こんなの認められないからな。

○市村教育総務課係長 瑕疵が全くないとは言えませんが、目視では確認が難しい部分であること及び床下点検口についても、開けて初めてゆがんでしまったという事実もあり、新しいバスケットゴールについては、先端部にかかる荷重を考慮して、既存のバスケットゴール下地では、強度が不足するというので、そのメーカーの必要とする強度が変わったということもありまして。変わったというか、既存とは違ったということもありまして、設計時には把握することが難しかった部分も全くないということではないというふうには考えております。

○吉田（博）委員 今の状況だと、通常は資材が上がるというのでみんな金額が上がってる。これはしょうがないんだよね、このご時世だから。ただ、これは設計する段階でのミスだよ、これは。完全に。見てないということだから。3億もするんだよ、お前。直すのに。長寿命化計画でこれきちっと直すのに。3億もの仕事やるのに、見てないなんていうのはおかしいだろう。そう思わないか。

○市村教育総務課係長 設計の際に現場を見てないということはないんですけども、

現場で設計事務所とは打ち合わせを何度も重ねておりまして、現場を見ているんですが、完全には見きれてなかったという事実は委員さんがおっしゃるとおりでございますので、今後しっかり指導していきたいと考えております。

○吉田（博）委員 後でこの設計事務所呼んで来い。みっちり言ってやるから。ふざけるんじゃないねえ、お前。3億からの仕事やるのに800万も。見てなかったなんていうのは。そんなのは通んねえぞ、普通は。以上。

○今野委員 今の吉田博史委員の質問と少々被るんですけども、これ建設時が先ほど昭和54年とおっしゃっていましたがでしょうか。だとしたら、アスベストが使われているという想定はできなかったのかなと思うんですよね。なので、その辺のことを調べるのに、当時の設計図のようなものを確認するとか、想定して検査するとかそういうことはしなかったんでしょうか。

○市村教育総務課係長 アスベストを含有してることは、もう設計の当初から把握しておりまして、当初は封じ込めという工法、既存の塗膜をそのまま新しい塗膜で封じ込める工法を採用しておりました。しかし、水洗いしたところ、脆弱部が剥がれたことで、処分費が発生したということになります。

○今野委員 それはその水で洗うっていうんですか、それが強すぎたとか、それがミスだったとかそういうことではないですか。

○市村教育総務課係長 水洗いに関しては、定められた水圧で行っておりまして、通常部は汚れが落ちるだけで、塗膜自体は残存するんですけども、一部、脆弱部がありまして、今回の立面図に表示させていただいた部分なんですけども、そこに関しては剥がれが生じたことで、追加の費用がかかったという形になります。

○今野委員 分かりました。

○海老原委員 3ページのバスケットゴールの下地製作。それから、5ページのやっぱりバスケットゴール。場所が分かんないよね。写真も。図面も。特定できない。今じゃなくてもいいんだけど、後でこれでは分かんないんで、写真でもどこだか分かんないから図面もどこだか分からない。後で、今じゃなくていいから、後で詳細が分かる写真と図面を提出してください。

○市村教育総務課係長 後で資料は提示いたしますが、簡単に口頭で説明させていただきますと、既存のバスケットゴール下地はギャラリー一部分、いわゆる二階と言われるですね、ギャラリー一部分の床から足を伸ばすような形でバスケットゴールを設置していたんですけども、その伸ばしていた足では、写真は今出てません、外した後の写真になっていますので。その足では強度が不足するということで、新しく壁付けの足に切り替えるという形になっておりまして、こちらについては資料を提示させていただきます。

○篠塚副委員長 先ほど吉田博史議員の指摘にもあるとおり、設計事務所のなぜこういう不適が起こったかっていう理由が分からないと、やっぱりこれ800万も出てきたらおかしいんじゃないかっていうことですから、もしあったら一応資料を見ていただいて、設計事務所はどのように言っているか。今ここで議案を通してしまうと、全部OKということになってしまうんで。それから、海老原議員の言われた指摘の写真とかもありま

すんで、ここで委員会で承認すれば、この議案は通ってしまうんで、付帯で入れるわけにもいかないでしょうから。今からでも分からない資料を揃えていただいて、この議案もちょっと後回しということではいかがでしょうか。

○吉田（千）委員長 私も同様に思います。あと、まずは、先ほどの吉田博史委員からも御指摘、ここを本当に明確にしておかないと、次の時にですね、同じようなことが起きてしまうという可能性ということも考えられます。本当にそこを明確にして、ともどもにやっぱりこういうことが起きないシステムに変えていかなければならないので、前向きにしっかりそこを見たいと、そのように思いますので、是非ともその点お願いしたいと。それから、海老原委員の指摘にもありましたこの設計図、図面とですね、先ほどの写真がどこにどう一致するのか、その辺もきちっと明確に分かるようにしていただきたいというふうに思いますので、改めて私のほうからもお願いしたいと存じます。それでは、この案件につきましては、資料が出揃い次第ということで、再度審査をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○吉田（千）委員長 それでは、つぎに、議案第91号財産の取得について、土浦市土浦消防署配置高規格救急自動車購入を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○秋山管財課長 管財課でございます。サイドブックス、議案第91号財産の取得について、土浦消防署配置高規格救急自動車購入を御準備お願いいたします。御説明いたします案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当する案件でございます。財産取得については、2,000万円以上のものが該当いたします。今回、消防本部総務課からの案件で、高規格救急自動車を購入するに当たり、購入価格が2,000万円を超えることから、議会の議決をお願いするものでございます。消防総務課から磯山課長が同席しております。よろしくお願ひします。サイドブックスの1ページを御覧ください。今回取得する財産は、高規格救急自動車の購入になります。契約金額は、税込で3,486万8,900円。契約予定者は、コーケンネットワークスになります。契約の方法は指名競争入札になります。2ページをお開けください。3番納入期限として、令和5年3月27日まで。7番目的として、配置後11年が経過した高規格救急車が、性能の低下及び著しい老朽化のため、更新することにより消防力の維持・向上を図るものでございます。5ページの入札（見積）調査兼仮契約締結伺いをお開けください。土浦メディカル、日本ドライケミカル、茨城日産自動車、コーケンネットワークスの4社にて10月20日に指名競争入札を行い、中段に記載しておりますコーケンネットワークスと21日に仮契約しました。契約方法としましては、指名競争入札でございます。予定価格は、左下に記載しておりますが、税抜で3,534万5,000円。落札率は、89.68パーセントという結果でございます。6ページをお開けください。この案件は、一度6月に入札、仮契約しましたが、落札業者の仕様書見落としにより、契約解除及び指名停止、再度入札したものです。1番として契約解除になった経緯と再度入札の経緯を記載しました。この高規格救急自動車は、特殊車両

で製造元が限られているため、対応可能な3社である土浦メディカル、茨城トヨタ自動車、日本ドライケミカルを指名し、6月22日に指名競争入札を行い、茨城トヨタ自動車が落札し、6月23日に仮契約をいたしました。7月14日に消防本部が茨城トヨタと納入打合せした後、7月15日に同社から仕様書の読み間違いにより契約が執行できない旨の連絡があり、7月22日に辞退申出書を受理しました。市では8月5日に契約解除、8月22日に請負業者等選考委員会において指名停止についての協議、9月2日に2か月間の指名停止処分をいたしました。改めて、10月5日に執行可能な4社として土浦メディカル、日本ドライケミカル、茨城日産、コーケンネットワークスを指名し、10月20日に指名競争入札にてコーケンネットワークスが落札、10月21日に仮契約を締結しました。2番茨城トヨタとの契約解除です。入札後予定価格に対し、落札価格が低かったことから、管財課で茨城トヨタ担当者に口頭で確認したところ、相違ないとの回答を得たため、翌日仮契約を締結しました。その後、消防本部で納入打ち合わせを行った際、仕様書に求めていた救急用資機材ベッドサイドモニター等が仮契約額に含まれていないことが判明しました。茨城トヨタとしてはこの金額では納入できないと判断し、契約辞退申請書を提出しました。そのため、市としては民法に基づく契約解除を行いました。今回の事態は、土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱の指名停止判断基準に該当するため、請負業者選考委員会に諮ったうえで、2か月間の指名停止処分としました。3番納入の見込みですが、契約解除後、シャーシメーカーの生産状況から年内契約、年度内納入の見込みがたったことから、2回目の入札を行いました。当初入札の納期は3月10日、今回の入札の納期は3月27日であることから、特段業務に影響は出ないと考えております。また、仮契約業者に問い合わせたところ、3月末納車との回答を得ました。3ページにお戻りください。3ページには、高規格救急自動車の概要、4ページには今回購入する高規格救急自動車の形状、性能、搭載されている主要装備品について記載がございます。排気量が、2,500cc、ガソリンエンジンで4輪駆動。主要装備品として、車輛運用端末装置、人工呼吸器、気道確保用資機材一式、自動体外式細動器一式、輸液用資機材一式になります。なお、納入期限は、令和5年3月27日までとなっております。財産の取得についての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚副委員長 6ページの契約解除の理由の中に、救急用資機材ベッドサイドモニター等が含まれてないという、これ、かなり重要なものじゃなかったかと思うんですが、仕様書の中で明確に謳って、確認をしているんですね。

○秋山管財課長 仕様書のほうには書いてありました。書いてありまして、実際、ほかの入札に参加してくれた所もその旨、全てその資機材のほうが入ってありました。

○篠塚副委員長 これ、かなり業者さんとしてはミスがすごいと思うんですけど、指名停止2か月で済む問題かなっていうぐらいの問題だと思うんですね。たまたま、今年度中に納車ができるようになったから良かったんですけども、定期的に救急車の備品等については入替えを考えているところでしょうから、長期計画の中で。その中でつまずく

というのは非常に問題があると思うんですが、この辺のところは、指名停止された後、指名停止をした時に、業者さんはどのようにお話はありましたか。

○秋山管財課長 実際問題、指名停止を行った後については、茨城トヨタのほうとは話はしておりません。指名停止処分するところで、7月22日以降、辞退をして契約解除になるまでに、茨城トヨタのほうに何でできないんだと、そのような旨も話しましたが、この金額ではもうできないと。あなたのほうで、仕様書を間違えたんでしょと話しました。ただ、緊急資機材とベッドサイドモニター等で約500万かかるそうですので、それではちょっと難しいと言われましたので、申し訳ございませんがこれは仮契約のほうを8月5日に解除をせざるを得なく。茨城トヨタのほうには、あなたのほうではこのようなことをやったために、市としては指名停止処分をせざるを得ないというふうな話をさせていただきました。仮契約までいったものに対しては、仮契約の中に契約解除という項目がございません。そのために、法務審査官のほうとも相談しましたが、民法による契約解除ということしかできないということで、併せて民法による契約解除した次第でございます。以上です。

○篠塚副委員長 普通企業だと損害賠償ものですよ、本当は。その辺のところは、仮契約したままでね、そんな一方的な解約なんていうのは、損害賠償ものだと思うんですけど。今後、こういう特殊機材って計画的に切り換えをしていくと思うんで、その辺を十分注意して契約をするようにお願いしたいと思います。

○秋山管財課長 篠塚委員のお話、重々に分かりました。今回からの契約についても、ちゃんと確認をするようにいたします。よろしく申し上げます。

○吉田（千）委員長 今の関連でございまして、仮契約をしたんですよ、まずね、相違ないという回答があつてっていうところなんですけれど。その際のそれが仕様書には書いてあるけれど、現実のものにはついていないという、それは判明したわけですよ。ということは、しっかり仕様書だけで確認っていうことは、今後ちょっと厳しいのかなって。こういう例を見るとね。その辺の考え方についてはいかがでしょうか。なかなか難しいと思うんですが。

○吉田（博）委員 委員長、それはね、仕様書がね、全てなんですよ。

○吉田（千）委員長 なるほど。

○吉田（博）委員 その仕様書を見て、みんな見積もりを出すんですよ。口頭でもなんでも全て仕様書だから。だからそれを見落とすというのは、トヨタのミスなんだよ。全てはやっぱり仕様書でもってやっているから。

○吉田（千）委員長 なるほど。初歩的なことで申し訳ございません。

○秋山管財課長 吉田博史議員のおっしゃるとおりです。仕様書というのが、契約においては、もう一番大事になります。ですので、私共のほうとしましても、担当をこのようなものを購入する場所、工事においても全てなんですけど、仕様書のほうも、文字をもう少しちゃんとやるように指導はしてきております。指導はしておるんですが、やはりまだまだ全部が全部に行き渡っているわけではございませんので、そちらについても、これから検討させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○吉田（千）委員長 はい。ありがとうございます。

○吉田（博）委員 消防に聞きたいんだけど。これ、並木支署にあったやつなんだよな。それで、20万キロ。実際に20万キロ乗った救急車ってのは、機材をな、重い機材を積んでいる訳だから、それで20万キロ走るっていうことは、もう現時点で、この乗り心地っていうか、サスペンションとか、そういうのはどう。

○磯山消防総務課長 実際、前は7、8年ぐらいで更新していたんですが、どんどん延ばされて、今現在、大体10年または救急車でいうと20万キロぐらいを目安に、更新計画しております。昔の車よりはだいぶサスペンションとか良くなったんで、乗り心地はそれほどは変わってないんですが、実際に20万キロと私は言ってますが、救急車で止まっている時間もエンジンがかかっていますので、エンジン自体は30万キロぐらい回っているのかなと思います。

○吉田（博）委員 俺はね、こういった消防関係のね、機材購入はサイクルを短くしろと言っているんだよ。20万キロはこれは乗り過ぎだよ。やっぱりもう少し早くさ、今までは、さっき磯山課長が言ったように、7、8年だったのが10年とかでしょ。それは財政的にも上がるよ。でもね、やっぱり市民の命をさ、救うものだから、これはやっぱり新しいもの、新しいものに切り換えは早くしないとイケないと思うんだよな。どうだろう、ここにいる皆さん。

○島岡委員 結局20万キロ。例えば、うちの近所何とか商事というのは、50万キロ乗るとトラブルがあるんですよ。例えば、今回はダイナモが駄目になったとか、20万キロ乗って、今までにどんなトラブルがあったのかなって、これ。ここまで20万キロ乗って、トラブルがあった、またはその整備効果で、トラブルがありそうなので、ここだけ取り替えたっていうのがあれば、知りたいなとは思いますが。私は20万キロってのは、結構乗れる範囲かなと思う。

○磯山消防総務課長 今回の車に関しては、エアコンが一番多かったと思うんですが、故障は多かったです。前回南分署の車の場合は、やっぱりもう少し距離を乗っていたんですが、エンジンが駄目になって、エンジン交換をしております。以上でございます。

○吉田（博）委員 エンジン交換なんてしたくないよな。これ、総務市民委員会でき、報告書の中にもう少し消防車両、こういう救急車なんかも今回案件来たけど、もう少し早めのサイクルで取り替えるようにさ、ちょっと一文入れてくれる。

○吉田（千）委員長 分かりました。

○吉田（博）委員 駄目だよ、これは。人の命預かっているんだからさ。病院行く途中にエンストしちゃったなんて言ったらとんでもない話だもんな。絶対あつてはならないことだから。

○島岡委員 実は今、日産の車で預かっているのがあるんですよ。それはどうなったかっていうと、噴射ポンプが駄目で、1番の噴射ポンプに霧状じゃなくて液体で出ちゃったもんで、シリンダーの中に軽油がたまっちゃって、エンジンがかかなくなっちゃったんですよ、それ15万キロだったんですよ。そういうトラブルや、あと、エアコン系だと20万キロだとどんなものか教えてもらいたいなというのはありましたね。そう

いうトラブルがどれだけあったか教えていただきたいなど。今後のために。

○磯山消防総務課長 現段階でちょっと資料持っていませんが、買った時から更新するまでの記録は付けていますので、人間でいう診断書みたいなものはっております。

○吉田（千）委員長 大変ですけど、後でよろしくお願いします。

○海老原委員 これに関してはないんだけど、これも公用車なんで、今、時期も時期なんで、公用車のタイヤはどういう基準でスノータイヤにするとかは持っているの。消防だけに限らず。公用車全体で。

○秋山管財課長 実は公用車は、15年で切り換えております。実は昨年度、令和3年度のなんですが。

○海老原委員 違う。聞いていることが違う。公用車全般のスノータイヤはどうなっているんだということ。

○秋山管財課長 冬用のタイヤ自身は用意しておりません。あるのは、工事関係ですので、建設部とかそういう所につきましては、チェーンを用意してあります。ですので、冬用のタイヤに今履き替えているのでは、私が分かっている中では、清掃センターで最終処分場に持って行く大型トラック。あちらは冬用のタイヤに変えているということは聞いております。あとは消防のほうでの冬用のタイヤ、春夏、前に島岡議員が言われたオールシーズンの。新しい車はそれに替えておりますが、それ以外は、スノータイヤという形でやっているというふうには聞いております。以上です。

○島岡委員 前に質問させてもらったことがあるんですけど、エネオスのタンクローリーは、一年中スノータイヤを履いているんですよ。それで1セットで済んじゃうんですよ。それで2セット買う必要はないんですけど、やっぱり冬用のタイヤはこういう1年を通して絶対乗らなくてはいけないっていう車が必要だと思うんですけど、ある程度の時期で、どこかに保管しておいて、冬のタイヤに取り替えるっていう、そういう手間が必要だし、お金も掛かるという。今回、これもきっと冬用のタイヤで、4シーズン済んじゃっているのかなという気がするんですけど。どうなんでしょうか。戻しました。

○磯山消防総務課長 消防車、救急車に関しましては、冬用のタイヤと夏用タイヤと入れ替えて。全部ではないんですが、使っております。救急車に関しましては、職員が自分たちでやって、消防車に関してはタイヤ屋さんで交換してもらった形をとっています。また、古い車に関しましては、スタッドレスタイヤを巻きっ放しで、スタッドレスタイヤが山がなくなった時に、またスタッドレスタイヤを入れるような形を現在とっております。以上です。

○吉田（千）委員長 よろしいですか。私のほうから二つですね、確認とお願いということで、今冬用タイヤの履き替えについて全体ではほとんどないだろうと。今消防のほうではやっているといえますか、そういう話を伺いました。もし、その全体でもう少し詳しく何か分かるようなことがあれば、またお知らせいただければというふうに思います。

それが一つとそれから先ほど吉田博史委員から意見、要望、それを載せるという形をとりたいと思うんですが、これすいません。羽生総務部長、消防の自動車に関してはです

ね、やはりもう少し短いスパンで変えていくというそういう要望を出したいと思っているんですが、総務部長のお考えをちょっとお伺いできればなというふうに思いましたので、すいません。よろしくお願いします。

○羽生総務部長 実際私のほうで査定をしている形ではないので非常に言いづらい部分があるんですけども、今のこの委員会の中で、委員さんのほうからおっしゃられた意見当然だと思っておりますので、そういった話があったという部分を、今後、予算要求の時点でも考えていければと思っております。この辺は消防本部ともですね、いろいろ協議しながら進めていければと思っております。

○吉田（千）委員長 どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田（博）委員 部長さ、こういうのはどうだ。さっき秋山課長が言ったんだけど、公用車関係は15年って言ってたんだよな。だから、一般の市の公用車は15年を一つのサイクルとして考えると。ところが消防の場合は、緊急特殊車両。な。普通の車両と違うから。緊急特殊車両についてはその半分となったらば、7年半ぐらいだろ。ちょうどいいじゃないか。そうやって上に言えよ。以上。

○吉田（千）委員長 貴重な御意見ありがとうございました。それでは、採決に移りたいと存じます。議案第91号財産の取得について、土浦消防署配置高規格救急自動車購入は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案どおり決しました。以上で総務市民委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。ここで委員会を休憩とし、分科会の審査を行いたいと存じます。

○篠塚副委員長 先ほどの議案第90号については、補正予算を終わった後にもう一度ということではよろしいですか。

○吉田（千）委員長 今篠塚副委員長からの提案がございましたとおり、先に分科会の審査を行ったうえで、最後ということで。議案第90号については、後で。そういうことで、委員会を暫時休憩といたします。分科会の審査を11時20分からはじめたいと存じます。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

（休憩 午前11時10分）

（再開 午前11時50分）

○吉田（千）委員長 総務市民委員会を再開いたします。つぎに、報告事項に移ります。土浦市女性団体連絡協議会創立30周年記念イベントの開催について、説明願います。

○佐野市民活動課長 市民活動課の佐野でございます。よろしくお願いいたします。サイドボックスの資料の16、土浦市女性団体連絡協議会創立30周年記念イベントの開催についてをお願いいたします。土浦市女性団体連絡協議会は、平成4年4月に、女性の社会進出の機会の拡大と地域社会における地位の向上・発展を目的に、市内23の女性団体が団結して発足いたしました。今年が発足から30周年となることから、その活動を総括し、男女共同参画社会の実現に向けて、新たな意識改革を目指し、市長や市議会議員の皆様との意見交換を行い、今後の活動方針を探るために、記念イベントを開催



させていただくものです。日時につきましては、令和5年2月2日の木曜日、午前10時から11時30分まで、場所は、市役所の2階にございます男女共同参画センターの研修室1・2を予定しております。内容につきましては、第1部として安藤市長の講話、第2部として、土浦市の男女共同参画社会の地域課題と展望をテーマとした意見交換会を予定しております。意見交換会への出席予定者につきましては、土浦市議会から小坂議長、塚原副議長、そして、総務市民委員会の委員の皆様、市からは、安藤市長、片山副市長を予定しております。総務市民委員会の委員の皆様には、お手元の封筒の中に、土浦市女性団体連絡協議会よりお預かりいたしました、開催に関する通知文を御用意させていただきましたので、意見交換会への出席につきまして、どうぞよろしくお願いたします。説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○篠塚委員 出欠の確認はされますか。いつまでにするとか。

○佐野市民活動課長 年明けに改めまして御予定のほうはお伺いさせていただきたいと考えております。

○吉田(千)委員長 そのほか、執行部から何かございますか。

○羽生総務部長 そのほか、ございません。

○吉田(千)委員長 委員の皆様から執行部に何かございますか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 すみません、私のほうから、平井総務課長、今回の県議会選は選挙がなくなったという状況がございまして、それに伴って当日も行ってしまったとか、そういったお話がこちらにも伝わってきておりまして、大きな数ではないというように思っているんですが、今後何か周知の方法、こういうことは今までなかったことですので、そういうことが繰り返されるということは良くないことですので、ただ、そういうこともあるということは想定しておかなければならないので、市民の皆様が、特に高齢者の皆様は選挙は行くものだという自負を持っていらっしゃるようですので、そうなりますと、選挙券をずっとお持ちなので、疑心暗鬼にかられるようなんですね。本当にこれ、行かなくていいのか、これをどうしたらいいのかと。そのぐらい悩むというか、それでちょっと行ってみるといふ行動もあるように感じました。ですので、今後、速やかに車を回していただいて、広報活動に努めていただいたというふうには思っているんですが、もう少し何か分かり易くなればいいかなと思っております。防災無線は人命に関わることということは分かっているんですが、そういったことについても検討ができればありがたいかなと思うので、その辺について御意見賜ればありがたく存じます。

○平井総務課長 委員長のおっしゃるとおり、告示日の翌日から広報車等周らせていただきまして、延べ9日間やったのですが、やはり当日行かれた方もいらっしゃるということで、周知方法、各学校に大きな看板を設置したり、選挙公報をいつもでしたら入るんですが、選挙公報の代わりに新聞の折り込みができないかというところも含めて、無投票になった時の対応につきましては、検討していきたいと考えてございます。

○吉田(千)委員長 よろしくどうぞお願いたします。ありがとうございました。暫

時休憩といたします。午後1時10分から、議案第90号の審査を行います。

(休憩 午後0時10分)

(再開 午後1時10分)

○吉田(千)委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第90号神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 教育総務課でございます。午前中は不在しておりまして申し訳ございませんでした。神立小学校屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事につきまして、追加資料のほうをお手元にお配りさせていただきました。3ページになります。資料のほうを御覧いただきたいと思います。御意見をいただきましてありがとうございます。今回改めて、長寿命化工事を始めたわけですが、神立小学校が1回目の建物ということもあり、新築とは異なりまして、様々な問題点が出てきてしまったことは、否めない所でございます。今回の追加工事等につきまして、3点ほど挙げさせていただいておりますが、バスケットゴールの下地の部分の写真が不明確で申し訳ございませんでした。改めてお手元のほうに紙媒体で資料を御用意させていただいております。先に3番目のバスケットゴールの下地のほうにつきまして、1ページの資料の3番目になりますが、まずはこちらのほうを、説明させていただきたいと思います。バスケットゴールの下地製作でございますけれども、交換の際に既存の下地が使用できるものと判断しておりまして、改修前と同じサイズのバスケットゴールを設置する際に要求される強度が変わったことが、想定外となったものと思われまます。写真のほうなんです、コンクリート地のほうにボルト締めになっている写真があるかと思うんですが、こちらのボルト締めのほうはですね、貫通していなかったことが今回の解体の時点で分かった状況でございます。3ページの資料になりますけれども、右側の部分にABCという図面がございます。その部分に縦にボルト締めに写している写真があるかと思うんですが、こちらは今回新たに貫通ポイントを入れまして、強度を強化したという所でございます。バスケットゴールの下地につきましては、説明は以上でございます。そのほかに1ページ、2ページになりますが、外壁の塗膜について、御説明させていただきますと、設計時点で、目視で状態の確認をしてございました。アスベスト含有の塗膜につきましては、新しい塗膜で封じ込め工法を当初考えてございましたが、工事の際に水圧をかけて初めて剥離ということが発覚したものでございまして、設定時点では水圧をかけての調査はしていないことから、設計して把握することは困難であったと思われまます。2番につきまして、床下の点検口の改修につきましては、設計時点でも25か所中13か所になりますけれども、設計時点で固着して開かない状態があることは分かっていたんですが、専門業者であれば開けることができると判断してございまして、実際に工事の際、開けることはできたんですが、やはり歪みが生じまして、閉まらなくなってしまったというのが一部改修が必要になった理由でございます。説明につきましては以上です。

○吉田(千)委員長 それでは、委員の皆様から御質問がございましたら、お願いいたします。

○吉田（博）委員 課長さっきも言ったんだけど、教育委員会のほうで、そういった設計業者がね、どういうふうにして設計を積み上げていくとかね、設計業者が現地をどのぐらい訪れて、どこまで見るとかっていうのは、教育委員会としては立ち会ってないだろうと思うんだけど、大体皆これ話聞くと目視だよなあ、目視。通常ね、普通、長寿命化の工事っていうのは、本当に太い柱とかね、それだけ残してほとんど四中なんかもそうでしょ。ほとんど伽藍にしてやるとかね、ある程度。だから3億もかかるんだけどね。そうしなければ、3億もかかんない。でも、それはほらまたね50年、何十年もたせるようにするんだからやるんだけど。これは確実に設計会社のミスなんだよ、これ。設計会社の怠慢。床の所のね、床の点検口が開かない。これ、開けるんだよ。開けないと床下分かんねえんだよ。そんなのは基本なんだよ。それを開けないでやって、工事入って開けたら、下がね、もうひび割れたとかっていうのもあるんでしょ、これ。こんな設計屋、いないよ、普通。これは設計業者に何か言うしかないな、これ。秋山、どうだ。

○秋山管財課長 おっしゃるとおりでございます。実際問題、どこまで実施設計をやっているかということが、現地でどこまで確認してるのかっていうのは、ちょっと私どものほうも、預かり知らないところではございました。それがこのようなことであって、変更とかそのようなものになるのであれば、少し考える必要があるかとは思いますが。以上です。

○吉田（博）委員 これ教育総務課と管財課で早川設計呼んで、なあ部長な。ちょっとやるしかねえな、これな。でなきゃ、900万近い金なんか通んねえぞ。俺は駄目だ、こういうのは。これ以上。

○篠塚副委員長 今回の設計の業務委託内容について、内部改修に係る図面作成工事費の算出、構造躯体等改修に係る図面等の作成。今回のね、出てきたものをこうやってみると入っているわけですよ。本来これも全部点検して、工事の費用を図面とって算出しろということは指示でこれを書いてあるということでもいいんですね、理解してね。その後ちゃんと点検したかどうかっていうのは、今、吉田博史議員が言われている問題点だと思うんだけど、それでこの見積もりを出してきたわけですよ。これをやるのを確認はしたんですか。立ち会いとかなんかしたのかな。

○市村教育総務課係長 監督員が立ち会いで確認しております。

○篠塚副委員長 ちょっと細かい所を聞きますけどよろしいですか。外壁の剥離なんだけど、そもそもは最初からその上に被せるという計画だったと。ということは別に洗わなくても、そのまま被せちゃえば、塗装は落ちてこないということだったのかな。

○市村教育総務課係長 塗装に関しましては、洗わないと、埃が表面に付着していますと、接着性が確保できないため、必ず水洗いはしなくてはいけないんですけども、それは設計時点で追加の費用がかかってしまうことから、工事の際に水洗いというのは、実施することになっておまして、その時点では発覚した状態です。

○篠塚副委員長 その辺が予測できなかったかっていう設計会社から助言がなかったのかとか、そういう点も、その蓋の件もそうだし、そこで助言がなかったのかというのは、やっぱりちょっと不信感を覚えると思います。

○市村教育総務課係長 耐力度調査の中で、塗膜を一部剥がしてクラックの幅を測る作業も実際写真でやっている状態も記録されているんですけども、それが今回、塗膜が剥離した箇所当たりに当たらなかったということですね、健全な部分で、調査箇所がたまたまその全て健全部だったということで。このような状態になったと考えられる写真については全て記録が残っておりますので、その辺は説明できるかなと。

○海老原委員 これ今、貰った資料で、入札状況等か。これは神立小学校の長寿命化案だよな。こっちは体育館と。別の資料か。同じだよな。名称が違う。というのは、神立小学校の長寿命化っていうと本体じゃないかと思うんだけど、本体はどうなっているんだっけ。

○塚本教育総務課長 本体はやってございます。

○海老原委員 そうだよな。

○塚本教育総務課長 案件名がちょっと不完全で申し訳ございません。神立小学校屋内運動場及び特別教室棟の内容でございます。

○海老原委員 そうだよな。それは直して貰えばいいんだけど、神立小って昔は最終処分場だったんだよ。あれ、だから最初はたばこ吸えなかったんだよな。その当時はね。今はそのあれは、全然ないのかな、そういうこと。

○市村教育総務課係長 委員のおっしゃるとおり、地下からの可燃性のガスが当初は発生していたんですけども、現在は発生がない状態を確認しております、その床下の換気についても現在は必要ない状態になっております。

○久松委員 外壁塗膜が剥離したということだけど、本来は剥離ということはありません。剥離したと。これどういう理由だったの、原因は。

○市村教育総務課係長 今回剥離しているのが、通常の外壁面よりも外に出ている部分に当たりまして、太陽の光や風雨にさらされ易い場所であったことが挙げられます。今回剥離したのは、塗装の膜そのものというよりは、塗装の接着性を良くするために塗られたセメントフィラーという、いわゆる下地材です。下地材から剥がれているような状況になりまして、通常はあまり起こらないことなんですけれども、劣化が原因でそういうことが一部、全部じゃないですけど、ほんの一部発生したということになると思います。

○久松委員 劣化が原因なのね。

○市村教育総務課係長 劣化の原因と考えています。

○久松委員 ほかに起きる可能性ってのはあり得るのかな。

○市村教育総務課係長 これまでの経験をもとにすれば、今後起こる可能性はあると思っております。

○久松委員 その対応はどうですか。どう対応しましょう。

○市村教育総務課係長 設計変更を生じさせないという意味では、事前にお金をかけて調査する方法もあるんですけども、市の財政全体を鑑みるとですね、工事の際に必ず水洗いというのを行うことでして、その際に剥離した場合について変更を加えて対処することが、調査費の面では、財政面を考えれば有効であるとは考えているところです。

あと水洗いだけではなくてですね、高所については足場を組んで水圧をかけるしかないことから、足場だけでも1,000万程度かかってしまうということもありまして、外壁塗装の塗り替え、昔、乙戸小学校で多大な設計変更があったことは記憶してるところなんですけれども、その際に一度問題にはなったんですが、調査費をやはり数千万単位でかけてしまうよりは、工事の際に足場を組んだ際に、水圧をかけて調査することが望ましいというか、他の自治体でも一般的に行われることでありますので、必要に応じて設計変更で対応していくのがいいのかなと私のほうでは考えております。

○吉田(千)委員長 私のほうから今の関連でございます。そうしますと、今後起きるだろうというそういう対処方法について今お話伺いました。足場等々、高い所であれば組まざるを得ないので、その工事が始まって足場を組んで確認をするという、水洗いをするというこれが一般的な方法であるという、そういう状況だということ。今後もちよっと起こり得るといことが想定があるという状況なんだろうというふうに思うんですが、何かもうちょっと足場を組む前にですね、何か対策として、例えば高い所ではあるんでしょうけれども、素人の考え方から言うと、例えば三階だとしても、そこを、その中からですね、その外壁塗装の所に水をかけるということは可能ではないのかなというふうにはちょっと感じるんですが、これはそういったことで、万が一剥がれ落ちるようなことがあれば、そこでの対処方法ということができないのではないかと、これ素人が考えることなんです、そういったことについてはどう御見解になりますでしょうか。

○塚本教育総務課長 委員長がおっしゃるとおりでして、先ほど申し上げましたが、今回が初めての工事として、新築とは異なったいろいろな面が出てきていることは事実でございます。ですので、今ある課題については、逐次積み重ねて、次回の長寿命化のほうに改善すべき所はしていきますし、設計業者も含めまして、こういったケースの場合に、どういった対応が可能か、高所であれば、例えばドローンを飛ばすという方法もありますし、委員長がおっしゃるとおりに、高い階から見るとも想定の一つかと思っておりますので、今後の長寿命化のほうにつなげてまいりたいとは考えております。

○吉田(千)委員長 ありがとうございます。先ほど吉田博史委員のほうからございました、業者さんとのその辺をしっかりと、今回のこのことについて、委員会から様々指摘があって、その辺よく精査をしていただいて、また結果については、またお知らせいただきたいというのがありますし。それから今、様々積み上げてきているこの状況というのを、以前にもあったような話が先ほど乙戸小の所ですか、そんなこともあったのかなというふうにはちょっと先ほどの話では、私はそんなふうには受けとめたんですが、本当にこういうことが次にまた、皆さんどんどん入れ替えていく、人が変わっていく中で、申し送りがですね、きちっとできる体制をとっていただきたいと、そのように思った次第でございますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

○吉田(博)委員 設計変更なんてのは、俺は100も承知なんだよ。建設畑にもうね、10年近くいてね、設計変更をするというのはね、良く知ってるよ。当たり前だよ、出てくるのが。実際に工事入ったら、不都合だから設計変更しました。こんな3か所も出

てくるのは初めてだよ。こういうのは設計変更とは言わないからな、市村。1か所だろ、設計変更ってのは、どんな工事でも。良く覚えておけ。

○市村教育総務課係長 承知しました。今後気を付けるようにします。

○篠塚副委員長 最近の入札の傾向で、土木とか建築なんかはもう実際に標準単価が出ているし、工事の内容が出ているんですが、コンサルタント業務とか、こういう設計業務って、値段の幅が全部広く入札されている傾向にあるんですね。ですから、やっぱり、最低落札価格も設けていますけれども、よく仕様書等を吟味してですね。また、落札した業者さんにはしっかりと見ていただいて、その辺の所を、この計画の時によく考えていただきたい。この電子入札で、たまたまこの今配った中で上の業務の所は、四中地区のものは多分、入力ミス、桁間違いのミスだと思うんですけども、そういうことがあるかもしれませんけども、最低落札価格、何でこういう金額じゃなければこの構造は設計できないだろうとか、そういうのもよく吟味してですね、やっていただければと思いますんで、よろしくをお願いします。

○秋山管財課長 分かりました。ちゃんとそこの所は、やっていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○吉田（博）委員 設計委託業務ってさ、最低落札価格設けたのはいつからだ。前はなかったよな。

○秋山管財課長 実は、今年度からやっております。今まで工事については、一般競争入札でやっておりましたが、委託については令和3年度までは指名競争入札でやっておりました。ただ、設計がちゃんとしていけば、一般競争入札にできるだろうということで、少しずつ、今一般競争のほうに、委託のほうも帰ってきているのが現状です。

○吉田（博）委員 工事は材料とかね、そういうのがあるから、これは最低限価格設けるしかないんだけど、設計は鉛筆一本だろうよ、これ。何の資材もいらぬというのは昔からね、通念、常識なんだよ。いつからこれ最低限価格設けたんだろうと思って。設計なんていうのは安けりゃ安いほどいいんだよ、これ。何もないんだよ。備品も何も材料も何もないんだから。変えたのか、これ。総務市民委員会でやったっけか、これ。安ければ安いほうが市のほうの財政はいいんだよ、これ。安いからって悪い設計は作れないわけだから。いつから設けたんだ。今年度から。撤廃しろよ、それ。市も金ないんだから。

○秋山管財課長 分かりました。今、いろいろ考えていきます。

○吉田（博）委員 いろいろ考えてみろよ、この設計のやつ。安ければ、安いほどではだめなんだ、これ。

○秋山管財課長 ただ、積算とかそこら辺がちゃんとできているものだということで、私ども一般競争できるんじゃないかなと思ひまして、今回それをやった次第でございます。重々御意見ということで考えまして、検討させていただきたいと思ひます。

○吉田（千）委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 それでは、ないようでございますので、議案第90号神立小学校

屋内運動場及び特別教室棟長寿命化改良建築主体工事請負変更契約の締結については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「反対」という声あり)

○吉田(千)委員長 それでは、反対の方がおられますので、ここで賛否をとらせていただきたいと存じます。まず、この反対の方、反対理由をお願いします。

○吉田(博)委員 今まで述べたとおりです。

○吉田(千)委員長 そのほか、反対の方はいらっしゃいますか。

○今野委員 はい。私も反対です。吉田博史委員と同じ意見です。

○篠塚副委員長 賛成します。この工事が進んでることなんで、工事ができなくなると、やっぱり教育環境の影響が出ると思うんで。ただし、先ほど指摘があったとおり、設計会社とはよく協議して、協議していただいて、その報告はまた委員会のほうにしていきたいと思いますと思います。そういう意味で、この工事自体については、賛成です。

○吉田(千)委員長 それでは、賛成の方の挙手を願います。

(篠塚副委員長、久松委員、海老原委員、島岡委員)

○吉田(千)委員長 反対の方の挙手を願います。

(吉田(博)委員、今野委員)

○吉田(千)委員長 それでは、賛成4名、反対2名ということで、賛成多数ということで、議案第90号は、原案どおり決しました。以上でございます。ありがとうございました。

(執行部退席)

○吉田(千)委員長 それでは、協議事項(3)請願陳情の審査に移ります。受理番号10民主主義立憲主義の基盤である思想良心の自由、請願権等を守るための陳情について、審査を進めてまいります。それでは、事務局、陳情書の朗読をお願いいたします。

○津久井議会事務局主任 朗読いたします。現在、マスコミ等で政治家に対し、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を断つよう求める論調が繰り返され、令和4年9月には富山市議会において、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を一切断つという決議がなされ、同様の決議案が複数の地方議会に提出されている。しかし、それぞれのポリシーが尊重されるべき民間団体においてはともかく、全ての市民に対して中立公立たるべき地方公共団体の機関である市長や市議会が、特定の宗教及びその関連団体との関係を遮断することは、地域内の関連団体や信者らの憲法第19条の思想良心の自由、憲法第20条2項の信教の自由に対する侵害となることはもちろん、憲法第16条で保障されている請願権の侵害となり、憲法第14条1項で保障されている法のもとの平等に違反することになる。これらの基本的人権は、いずれも民主主義の根幹と、立憲主義の基盤を形成するものであり、地方公共団体の機関である地方議会が、これらを侵害することは、我が国の民主主義と立憲主義を危うくするものである。かかる見地に立ち、土浦市議会の代表者たる土浦市議会議長に対し、次のとおり陳情する。陳情項目1、土浦市及び土浦市議会において、特定の宗教法人及びその関連団体、ただし、反社会的団体との法的根拠がある団体は除くとの関係を遮断する内容の宣言、決議をしないこと。

2、土浦市及び土浦市議会において、土浦市議会議員を含む公人及び私人に対し、特定の宗教に対する信仰の部分の問うたり、その団体との関係を調査質問したりしないこと。その下の陳情理由につきましても、陳情内容の中で触れている、1番の思想良心の自由及び信教の自由についてや、3ページの2番、請願権について、それから3番の法のものとの平等について、憲法などの解釈を述べているものでございます。別添資料といたしまして、17の2として掲載いたしました。こちらは、説明は省略いたしますが、いわゆる家庭連合による霊感商法についての現状について示したもののなどの資料が提出されております。以上です。

○吉田(千)委員長 ありがとうございます。こちらは、後ろに別添で資料が添付されております。それでは、委員の皆様のお意見を伺ってまいりたいと存じます。別添で、家庭連合からのお話が載っているということでございますね。

○今野委員 この陳情の方は個人の方ですよ、団体とかじゃないですよ。

○吉田(千)委員長 個人名で出てきていますね。

○吉田(博)委員 大体うちの議会で決議するような話なんかないし、決議しようとも思わないんだけど。今、国の方でもね、いろいろ調べているようですし、質問とかなんかやっているし、場合によってはこの先解散命令なんかも出るかもしれないし。ちょっとこれ保留っていうか何というの、継続。

○久松委員 解散命令の可能性もあるよね。

○吉田(博)委員 ちょっと国の動向を、急いでやってるようだから。国もさ、そんな呑気じゃないから。僕はちょっと1回継続したほうがいいかなと思うんだ。

○篠塚副委員長 思想とか良心の自由、もちろん信教の自由も私はそのとおりだと思います。ただし、陳情項目にありますとおり、特定の宗教団体の内容制限、決議をしないとか調査をしないということが書かれているので、今回だけじゃなくて、いろんな団体が、市民に不利益を生じるようなことがあった場合に、議会としては、やはり市民の生活、安心安全を守るのも議会の役割なんで、調査をするべきですし、制限ももちろんあり得るべきだと思いますので、これをもし採択すると今後そういうこともできなくなってしまう、議会の役割が果たせなくなる可能性もあるので、これはこのまま不採択と、そういう意味で不採択をしたほうが私はいいと思います。

○久松委員 率直に言って、統一教会から提出されているわけですよ。統一教会のこれまでの経緯から見ると、霊感商法だとか、集団結婚式だとか、様々な世界的に問題がある問題を引き起こしているわけで、これからについても、起きない保証はないということですので、私は請願権云々とかいうふうに言っているけれども、実際にやっていることと言っていることが違うということで、私は不採択というふうに思います。

○海老原委員 表題の趣旨はね、分かるんだけど。今、久松委員も言っていましたけど、統一教会は特定の宗教法人の中には、これからするとね、含まれない話ですよ。前提がね。統一教会は特定の宗教法人、ここで言っている関連団体に含まれないってことでいいんですよ。まず、その確認。含まれる。

(「分からない」という声あり)



○吉田（千）委員長 私どもがそこについて言える所では、そんな段階じゃないと思う  
んですね。

○海老原委員 いずれにしても、宣言決議をしないこと。ここについては個々の案件な  
んで、この部分については反対なので、結論から言うと不採択。

○島岡委員 私も不採択で。

○今野委員 不採択をお願いします。

○吉田（千）委員長 吉田博史委員は継続で。

○吉田（博）委員 継続で。

○吉田（千）委員長 それでは、まず、継続審査とするか否かについて、決をとりたい  
と存じます。吉田博史委員から継続というお話でございましたが、皆さん、いかがいた  
しましょうか。継続審査に賛成の方は挙手を願います。

（挙手 吉田博史委員）

○吉田（千）委員長 それでは、継続審査が否決をされましたので、改めて採択とする  
方は挙手を願います。

（なし）

○吉田（千）委員長 つづきまして、不採択とする方は挙手を願います。

（篠塚副委員長、久松委員、海老原委員、今野委員、島岡委員）

○吉田（千）委員長 ありがとうございます。5名が不採択でございます。それでは、  
受理番号10民主主義、立憲主義の基盤である思想良心の請願権等を守るための陳情に  
ついては、不採択といたします。以上で、付託された議案等の審査は終了いたしました。  
これで総務市民委員会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。